

第Ⅰ期 涌谷町重層の支援体制整備事業

実施計画

令和5年5月

宮城県涌谷町

目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景	1
2	計画策定の趣旨	2
3	計画の位置づけ	2
4	計画の期間	3
5	計画とSDGsとの関連性	4
6	事業の目的	4
7	涌谷町重層的支援体制整備事業開始までの進捗	5
8	事業の枠組み	6
9	公表の方法	6

第2章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念	7
2	計画の基本方針	7

第3章 事業の実施

1	包括的相談支援事業	9
2	参加支援事業	13
3	地域づくり事業	16
4	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	19
5	多機関協働事業	21

第4章 支援会議・重層的支援会議

1	支援会議	24
2	重層的支援会議	24

第5章 支援関係機関間及び他分野との一体的な連携

1	介護、障がい、子ども・子育て、困窮分野の連携の構築	26
2	生活保護制度と重層的支援体制整備事業の関係	26
3	成年後見制度の利用の促進に関する法律と重層的支援体制整備事業との連携	26
4	医療機関（町国民健康保険病院）との連携	27
5	被災者支援制度との連携	27
6	他分野との連携	28

第6章 計画の進行管理

1	事業実施結果の評価・検証	28
---	--------------	----

第Ⅰ章 計画の概要

Ⅰ 計画策定の背景

少子高齢化や人口減少、核家族化の進行、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域コミュニティのつながりの希薄化など、時代とともに地域や家族を取り巻く環境が変化しています。加えて、8050問題（＊1）やダブルケア（＊2）、ゴミ屋敷の問題、社会的孤立など、生活課題は複雑化・深刻化しており、これまでの分野別の社会福祉制度や公的サービスでは十分な対応が難しく、いわゆる「制度のはざま」の課題が増加してきています。

そこで、本町では平成元年度と2年度において、厚生労働省モデル事業「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」と「地域力強化推進事業」に取り組みました。

「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」では、相談支援包括化推進員を福祉課に配置し、複雑かつ複合化した課題を抱える世帯への支援をおこなってきました。

「地域力強化推進事業」では涌谷町社会福祉協議会と連携し、住民主導型の互助事業の拡大・充実に取り組んできました。

また、国では令和2年度に「地域共生社会の実現のための社会福祉法の一部を改正する法律」により改正された社会福祉法（以下「法」という。）において、既存の高齢、障害、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を生かしつつ、複雑化かつ複合化した地域生活課題（＊3）に対応するため、分野を超えた関係機関と地域住民等との連携・協働の下で、「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業として「重層的支援体制整備事業」を創設し、令和3年4月1日から施行されました。

本町は、令和3年度と4年度の2か年にわたり、重層的支援体制整備事業の移行整備事業として、「対象者の属性を問わない相談支援」、「多様な参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の体制整備の充実に努めてきました。

厚生労働省モデル事業、重層的支援体制整備事業の移行準備事業を経て、すべての地域住民が暮らしといきがいをともに創り、ともに高め合う「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民が主体となって活動できるまちをめざすために、「涌谷町重層的支援体制整備事業」を実施することとしました。

＊1 「8050問題」とは、80代の親がひきこもり状態にある50代の子どもの経済的・精神的に支えている状態

＊2 「ダブルケア」とは、子育てと親の介護を同時に抱えている状態

※3 「地域生活課題」とは、改正社会福祉法において、「福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態になることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」と規定しています。

2 計画策定の趣旨

重層的支援体制整備事業は、地域共生社会の実現という理念に基づいて、8050 問題やダブルケア等の複合・複雑化した課題に対して、介護（高齢者）、障がい（障がい者）、子ども・子育て、生活困窮の各分野における支援事業を一体的・重層的に実施することによって、新たな包括的支援体制を整備し、相談者に寄り添った伴走支援を行う国の制度です。

このため、地域共生社会という理念を掲げて本町における包括的な支援体制の構築を進めるにあたっては、対人支援領域全体を捉えるとともに、他の政策領域において、親和性の高い理念を掲げて進められている施策との連携を図る方策、工夫を講じていくことが重要です。

このようなことから、本町においても確たる法定事業を基盤とした支援体制の構築を図り、連携を効果的に推進していくため、「涌谷町重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するものです。

3 計画の位置づけ

本計画は、法第 106 条の 5 の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める実施計画であり、「重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアル（令和 3 年 3 月 31 日）」に依拠した「重層的支援体制整備事業実施計画（以下「実施計画」という。）」です。

実施計画については、「第五次涌谷町総合計画」を最上位計画とし、次に「涌谷町第 6 期地域福祉計画」を上位計画として位置づけられています。（法第 107 条の 1 第 1 項第 1 号）。併せて、涌谷町社会福祉協議会が策定した第 3 次涌谷町地域福祉活動計画と

も整合・連携する計画となります。

また、実施計画は地域福祉計画に定める「包括的支援体制の整備に関する事項」のうち、重層的支援体制整備事業の実施に関する具体的な計画を定めるものであり、その内容は重層的支援体制整備事業を実施するために必要な事項に特化した内容とするものです。

重層的支援体制整備事業は対象者の属性を問わず、分野横断的な支援を行うものであるとともに、介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮の既存制度の事業の一部を包括化して実施する事業であることから、高齢者福祉計画、第 8 期介護保険事業計画、第 6 期障害福祉計画、第 2 期子ども・子育て支援事業計画等の地域福祉に関連する法定計画との調和を保ち、記載事項について整合性を図った内容となります。（法第 106 条の 5 第 3 項）

4 計画の期間

実施計画は、地域共生社会の理念等に関する事項等の共有部分については、上位計画である地域福祉計画において策定し、重層的支援体制整備事業の実施のために必要な固有の事項に特化した計画とされています。

このため、第 7 期地域福祉計画の開始年度（令和 8 年度）に合わせるため、第 1 期計画期間は令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間とします。

なお、各分野の関連計画として、高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画及び第 5 期障害福祉計画は 3 年毎、第 2 期子ども・子育て支援事業計画は 5 年毎に策定されることから、直近の見直し時期に合わせて本計画の内容と適宜整合を図っていくこととします。

計画名称	計画期間	2021	2022	2023	2024	2025	2026
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
涌谷町総合計画	平成28年～令和7年度 (10年間)						
涌谷町地域福祉計画	令和3年度～令和7年度 (5年間)						
涌谷町重層的支援体制整備事業 実施計画（本計画）	令和5年度～令和7年度 (3年間)						
涌谷町高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	令和3年度～令和5年度 (3年間)						
涌谷町障害福祉計画	令和3年度～令和5年度 (3年間)						
涌谷町子ども・子育て支援事業 計画	令和2年度～令和6年度 (5年間)						

5 計画とSDGsとの関連性

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

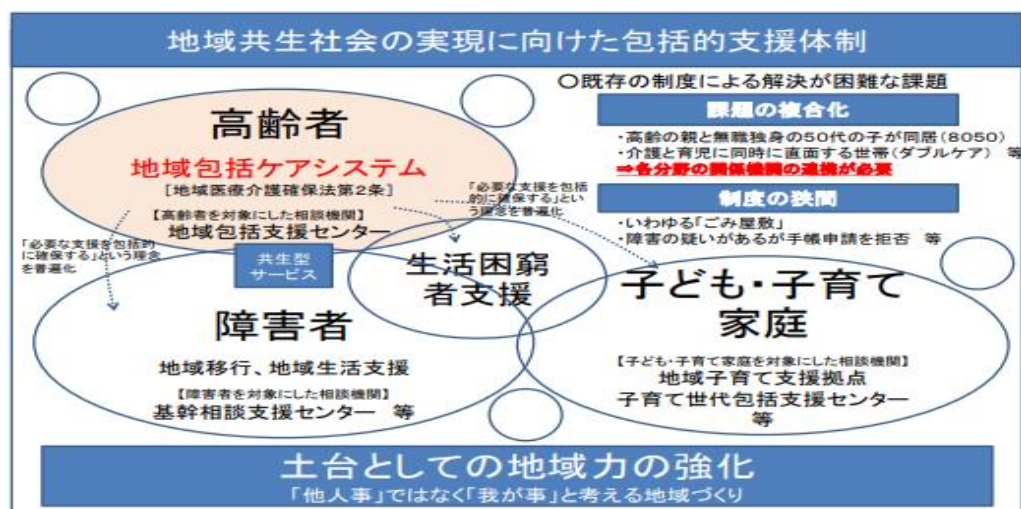
重層的支援体制整備事業の、福祉、介護、保健医療、住まい、就労、教育、地域社会と属性を問わない、あらゆる課題を抱えるすべての町民を支援するという理念と、SDGsが目指す「誰一人取り残さない」理念は一致するものです。

6 涌谷町重層的支援体制整備事業の目的

介護、障害、こども・子育て、生活困窮の分野を超えた多様な専門職と地域住民等との協働による包括的な相談支援体制と住民主体の課題解決体制を構築することが目的です。

これらは、地域住民がさまざまな分野の活動に参加する機会を確保して、制度の狭間や社会的孤立・排除という課題に対しても、分野を超えた関係機関と地域の関係者が話し合い、共通の目的として、地域福祉の推進を図るものです。

また、重層的支援体制整備事業の目指す地域包括的支援体制の構築は、高齢期の地域包括ケアシステムをすべての世代に普遍化したものであり、町全体で全町民に対する重層的なセーフティーネットの強化を目指すものです。



（厚生労働省作成「重層的支援体制整備事業資料」より抜粋）

7 涌谷町重層的支援体制整備事業開始までの進捗

令和元年度と２年度に厚生労働省の重層的支援体制整備モデル事業を経て、令和３年度に重層的支援体制整備事業に向けた移行準備事業として第４号のアウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び、第５号の多機関協働事業（支援プラン作成含む）を実施しました。令和４年度には第１号の福祉事務所未設置町村による相談事業及び第２号の参加支援事業を開始し、令和５年度に第３号の生活困窮者支援等のための地域づくり事業を実施後、令和５年度から重層的支援体制整備事業を実施しています。

	機能	分類	事業名	主管部署	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
					重層的支援体制整備モデル事業		重層的支援体制整備移行準備事業		重層的支援体制整備事業
第1号	イ	相談支援	介護 地域包括支援センターの運営	福祉課包括支援班					重層的支援体制整備事業
	ロ		障害 基幹相談支援センター等機能強化事業等	福祉課福祉班					
	ハ		児童 利用者支援事業	子育て支援室 健康課健康づくり班					
	ニ		困窮 福祉事務所未設置町村による相談事業	福祉課福祉班					
第2号	一	新規	一 参加支援	福祉課包括支援班					
第3号	イ	地域づくり事業	介護 地域介護予防活動支援事業	福祉課包括支援班					
	ロ		介護 生活支援体制整備事業	福祉課包括支援班					
	ハ		障害 地域活動支援センター機能強化事業	福祉課福祉班					
	ニ		児童 地域子育て支援拠点事業	子育て支援室					
	一		困窮 生活困窮者支援等のための地域づくり事業	福祉課福祉班				令和５年度から実施予定	
第4号	ハ	新規	一 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	福祉課包括支援班					
第5号	ニ	新規	一 多機関協働事業	福祉課包括支援班					
第6号	一	新規	一 支援プラン作成（多機関協働と一体的実施）						

8 涌谷町重層的支援体制整備事業の枠組み

重層的支援体制整備事業は、本町において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施するものです。

そのため、従来分野（介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮）ごとの制度に基づき行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助金に、新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る補助金を加えて一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」（法第106条の9）として交付するものであり、本町は、この補助金を有効に活用して、この事業を実施していきます。



（厚生労働省作成「重層的支援体制整備事業資料」より抜粋）

9 公表の方法

実施計画を効果的に推進するためには、町民や各種団体、支援関係者などの主体的な取り組みが必要です。そのため、実施計画の考え方や取り組み等についてご理解いただき、ともに実践していただけるよう、涌谷町のホームページなどに掲載し、随時アクセス可能な状態を保持します。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

地域共生社会（＊4）の実現を目指します。

＊4 「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

2 計画の基本方針

重層的支援体制整備事業を実施し、包括的な支援体制を整備することにより地域共生社会の実現を目指します。

具体的には、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することで、重層的なセーフティーネットの構築を目指すものです。その支援対象者は、福祉、介護、保健医療、住まい、就労、教育、地域社会からの孤立等の属性を問わない、あらゆる地域生活課題を抱えるすべての町民です。

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、下記の基本的な理念に基づくこととします。（「重層的支援体制整備事業に係る自治体マニュアル（令和3年3月31日）」）より抜粋

- ・アウトリーチを含む早期的な対応を行うこと
- ・本人・世帯を包括的に受け止め支えること
- ・本人を中心に、本人の力を引き出す観点で行われること
- ・信頼関係を基盤として継続的に行われること
- ・地域住民のつながりや関係性づくりを行うこと

また、重層的支援体制整備事業のもう一つの意義は、包括的な支援体制の整備に向けた検討プロセスにおいて、体制整備の方針や具体的な工程について、町民や支援関

係機関と丁寧な議論を行い意識の醸成を図ることとされており、そのきっかけとして、実施計画の策定（法第106条の5）や支援会議の設置（法第106条の6）に関する規定が定められています。



（厚生労働省作成「重層的支援体制整備事業資料」より抜粋）

第3章 事業の実施

Ⅰ 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

（Ⅰ）事業の概要

包括的相談支援事業は、介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行うものです。

具体的には、次の表の介護、障がい、子ども、生活困窮の以下の事業を指しています。

主な対象分野	主体（相談窓口）	拠点設置数	法的根拠
介護	地域包括支援センター （直営：福祉課包括支援班） ＊地域支援事業交付金	1	地域包括支援センターの運営（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第1号から第3号まで）
障がい	基幹相談支援センター （委託：共生の森） ＊地域生活支援事業補助金	1	障害者相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の第3号）
子ども ・ 子育て	子育て世代包括支援センター （直営：基本型 福祉課子育て支援室） （直営：母子保健型 健康課健康づくり班） ＊子ども・子育て支援交付金	1	利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律65号）第59条第1号）
生活困窮	福祉事務所未設置町村による相談事業 （委託：社会福祉協議会） ＊生活困窮者自立相談支援事業等補助金の就労準備等支援事業	1	生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項） （同法第4条に規定する福祉事務所を設置していない町村においては同法第11条第1項に規定する事業）

本町においては、包括的相談支援事業は介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮の全ての項目について、すでに取り組んでおり、単一の事業の委託、または直営で支援を実施していることから、本事業の実施にあたっての相談窓口の設置形態としては、既存の設置形態は変更せずに、複合的な課題を抱えた方々の相談を各々受けとめる「基本型」を設置します。

相談窓口で受けた内容は、必要に応じて適切な相談支援機関につながります。相談内容のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援相談機関の役割分担、課題の整理や、他分野の包括的相談支援事業者をはじめとする他の支援関係機関等と連携した対応が必要な場合は、各分野の担当で構成する会議にて協議するほか、多機関協働事業につなぐことが想定されます。

設置形態の種類

本町では、基本型・拠点の種類で実施します。

種類	内容
基本型・拠点	包括的相談支援事業のうち、単一の事業の委託を受け支援を実施する形態。従来の機能をベースとしつつも、複合的な課題を抱えた者の相談の受けとめや、他の支援機関へのつながりと市町村の体制・チームの一員として、住民の様々なニーズに対応する。単一の事業の人員配置基準を満たす。
統合型事業・拠点	複数分野（最大４分野）における既存の各事業の委託を受け、集約して支援を実施する形態。複数事業の人員配置基準をそれぞれ満たす。 ＊介護と障害のみ等４分野のうち特定分野に限り行う場合も含む。
地域型事業・拠点	地域住民に身近な場所等で相談等に応じる形態。住民自身も担い手となることも想定される。また、地域型事業・拠点は包括的相談支援事業の各事業の基準を満たす必要はないが、その活動は、実施市町村内の基本型事業・拠点又は統合型事業・拠点との連携体制を確保するとともに、重層事業実施計画や支援会議の仕組みを通じて、専門的なバックアップを受けながら実施されることが必要である。

(2)「包括的相談支援」に関する項目

事業名	事業の主担当・事業内容など	
地域包括支援センターの運営	分野	高齢
	担当部署	直営 福祉課包括支援班
	事業内容	主に地域における高齢者の総合的なマネジメントを担う中核機関として、総合的な相談窓口機能、虐待防止や権利擁護、介護予防ケアマネジメント、地域のケアマネジャー支援等を行います。 社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー等が担当します。
	支援対象者	高齢者及びその家族等
	人員配置	社会福祉士 2 人 保健師 2 人 主任介護支援専門員 1 人（社会福祉士と兼務）

事業名	事業の主担当・事業内容など	
障害者相談支援事業	分野	障がい
	担当部署	福祉課福祉班 （委託）共生の森
	事業内容	障害者等の総合的なマネジメントを担う中核機関として、総合的専門的な相談支援、地域移行・地域定着の促進、各相談支援事業所への支援等を行います。 主任相談支援専門員、相談支援専門員等が担当します。
	支援対象者	障害児者及びその家族、または、障害の疑いがある人
	人員配置	相談支援専門員 3 人 (社会福祉士 2 人、うち 1 人が精神保健福祉士資格あり)
事業名	事業の主担当・事業内容など	

利用者支援事業	分野	子ども・子育て
	担当部署	直営 福祉課子育て支援室 健康課健康づくり班 さくらんぼこども園
	事業内容	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関するさまざまな相談に対応し、家庭訪問等で情報提供や助言を行うほか、医療機関等の関係機関と連携して切れ目のない支援を行います。保健師、社会福祉士等が担当します。
	支援対象者	子育て家庭、妊産婦、乳幼児及びその保護者等
	人員配置	基本型 福祉課子育て支援室 保健師２人 （うち１人は社会福祉士の資格あり） さくらんぼこども園 看護師１人 母子保健型（子育て世代包括支援センター） 健康課健康づくり班 保健師３人

事業名	事業の主担当・事業内等など	
福祉事務所未設置町村による相談事業	分野	生活困窮
	担当部署	福祉課福祉班 （委託）社会福祉協議会
	事業内容	生活困窮者やその家族等が抱える多様な相談に応じ、家庭訪問等で必要な情報提供及び助言を行うほか、行政機関と連携して生活の再建に向けた支援を行います。 社会福祉士、介護福祉士が担当します。
	支援対象者	生活に困窮している人及びその家族等
	人員配置	社会福祉士２人 介護福祉士１人

2 参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）

（1）事業の概要

「人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創る」という地域共生社会の理念のとおり、個人の自律を叶えるためには、「柔軟な社会参加の実現」に向けた参加支援が重要になります。

この事業は、町全体で包括的な支援体制を構築するにあたり、支援が必要な人や世帯と継続的につながる機能を強化していくための役割の一つを担うものであり、生活困窮者自立相談支援事業等の既存の参加支援に向けた事業では対応できない制度のはざまにある個別のニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり創りに向けた支援を行うものです。

事業を実施するにあたっては、本人やその世帯のニーズや抱える課題など丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューをコーディネートしてマッチングを行います。

また、既存の社会資源に働きかけ、その拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態にあった支援メニューを新たに作成することを目的とします。

さらに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかモニタリング等を行い、本人やその世帯と社会とのつながり作りに向けた支援を行います。

本町においては、「ひきこもり支援施策の推進について（通知）」（社援地発1027第1号（令和2年10月27日））において、令和3年8月にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の一環である地域マップ作成において、民生児童委員等からの聞き取り調査を実施しており、町内のひきこもり件数として33件を把握しています。令和4年度には、ひきこもり状態の方やその世帯を対象として町社会福祉協議会の協力のもと、自宅訪問等を行い、実態把握調査を行いました。

これまでひきこもり状態の方への対応は、受け入れる社会資源が町内に少ないこともあり、支援体制が十分とは言えない状況でした。

そこで、本町は重層的支援体制整備事業における参加支援事業と地域づくり事業を兼ねた事業として、ひきこもり等の「制度のはざまのニーズ」を抱えた方々の居場所づくりと、地域の社会資源や支援メニューとのマッチングを行い社会とのつながりに向けた支援を行います。

そのためには、地域における福祉サービスとの連携は重要であり、狭間の社会参加

にニーズを有する方に特化した事業を新設することのみならず、地域の既存の福祉サービスを実施する事業所に対する働きかけや受け入れに向けた支援を行い、狭間のニーズを有する方の受け皿として機能を拡充していくことが求められます。

社会参加に向けた支援を展開する際には、社会福祉法人等の地域における公益的な取組を働きかけるとともに、地域の社会福祉法人とのつながりをつくることも重要とされていることから、町内の社会福祉法人との参加支援事業の連携を検討していきます。

(2) 支援内容

①相談支援

重層的支援会議において事業の利用が必要と判断された方が対象となります。

ただし、早期に関わる必要がある場合は、重層的支援会議における支援決定より前に本人への関わりを開始することができます。

②プラン作成

本人やその世帯が望む社会とのつながりや参加を支えるために、その状態に合った目標を設定します。その目標を実現するために、参加支援事業者や支援関係機関、その他の関係者が取り組むことを記載し、プラン作成後、重層的支援会議に諮り決定します。

③支援の実施

本人やその世帯の支援ニーズを踏まえた丁寧なマッチングと社会参加に向けた支援のためのメニューづくりを行います。相談者の有無にかかわらず必要に応じて地域へ働きかけを行い、支援メニューを増やしていくとともに、本人に対する定着支援と受け入れ先（社会福祉法人や企業等）への支援を行います。

④終結

参加支援事業者が作成したプランと評価シートを重層的支援会議に諮り、社会参加に向けて、地域の資源等とのつながり、その関係性が安定したと判断された段階で、プランに基づいた支援は終結となります。

(3)「参加支援」に関する項目

事業名	事業の主担当・事業内容など	
参加支援事業	担当部署	福祉課包括支援班 （委託）町社会福祉協議会
	事業目標	介護・障害・子ども・生活困窮等の既存制度と緊密な連携を取って実施するとともに、既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人のニーズ・希望と地域の資源との間の調整を行うことで、多様な社会参加の実現を目指します。
	事業内容	支援が必要と思われる方のニーズや課題の把握、社会復帰に向けた定着支援と受け入れ先（地域の福祉サービスや企業など）への支援などを参加支援事業検討会等で協議します。 また、対人関係に不安を持っている方や心配事を抱えている方、自分のペースでゆっくり過ごしたい方が安心して過ごせる居場所を紹介するガイドブックを作成します。 主に社会福祉士が担当します。
	支援対象者	既存の各制度における社会参加に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人など
	人員配置	社会福祉士 3 人

3 地域づくり事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号）

（1）事業の概要

重層的支援体制整備事業における、福祉の地域づくり事業は、介護、障がい、子ども、子育て、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくり事業に関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行うものです。

地域の社会資源を幅広くアセスメントした上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備を目指します。

具体的には、次の表の介護、障がい、子ども、生活困窮の以下の事業を指しています。

主な 対象分野	事業名 (主体)	拠点 設置数	法的根拠
介護 (高齢者)	一般介護予防事業 (委託：社会福祉協議会) ＊地域支援事業交付金	1	介護保険法第 115 条の 45 第 1 項 第 2 号のうち地域介護予防活動 支援事業
介護 (高齢者)	生活支援体制整備事業 (委託：社会福祉協議会) ＊地域支援事業交付金	1	介護保険法第 115 条の 45 第 2 項 第 5 号
障害 (障がい者)	地域活動支援センター事業 (委託：社会福祉協議会) ＊地域生活支援事業補助金	1	障害者総合支援法第 77 条第 1 項 第 9 号
子ども ・ 子育て	地域子育て支援拠点事業 (委託：社会福祉法人 遊創の森 子どもの丘) ＊子ども・子育て支援交付金	1	子ども・子育て支援法第 59 条第 9 号
生活困窮	生活困窮者支援等のための地域 づくり事業 (委託：社会福祉協議会) ＊生活困窮者自立相談支援事業費等 補助金	1	生活困窮者自立相談支援事業等 実施要綱（生活困窮者自立相談 支援事業等の実施について）（令 和 4 年 6 月 27 日社援発 0627 第 12 号別紙新旧対照表

(2)「地域づくりに向けた支援」に関する項目

事業名	事業の主担当・事業内容など	
地域介護予防活動支援事業	分野	高齢
	担当部署	福祉課包括支援班（委託）町社会福祉協議会
	事業内容	年齢や心身の状況等によって高齢者が分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することができる介護予防の活動を行います。主には、介護予防に資する多様な地域活動組織の育成及び支援、社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動を実施します。
	支援対象者	高齢者及びその支援のために活動に関わる人
	人員配置	社会福祉士１人 介護福祉士１人

生活支援体制整備事業	分野	高齢
	担当部署	福祉課包括支援班（委託）町社会福祉協議会
	事業内容	第１層（町全体）、第２層（西・東・笹岳地区）、第３層（３９行政区）において協議体を開催します。 また、見守り活動・集いの場・生活支援の分科会も開催し、地域課題の把握、資源の創出を図ります。 わくや地域福祉フォーラムの開催、地域の支え合い活動実践集の発行なども行います。
	支援対象者	高齢者を中心に、町内に住むすべての人
	人員配置	社会福祉士２人（うち１人は精神保健福祉士の資格あり） 介護福祉士１人 ＊配置職員すべて、生活支援コーディネーター兼務

事業名	事業の主担当・事業内容など	
地域活動支援センター事業	分野	障がい
	担当部署	福祉課福祉班 （委託）社会福祉協議会
	事業内容	手芸や調理、折り紙などの創作的活動、農作業や園芸、調理などの生産活動（グループワーク活動含む）などを実施します。また、地域のイベントなどへ参加し、社会との交流づくりを行います。
	支援対象者	障害児者及びその家族、または、障害の疑いがある人
	人員配置	社会福祉士 2 人 栄養士 1 人

地域子育て支援拠点事業	分野	子ども・子育て
	担当部署	福祉課子育て支援室 （委託）遊創の森 子どもの丘
	事業内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。 ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ・子育て等に関する相談、援助の実施 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
	支援対象者	子育て家庭の親とその子ども （主として概ね 3 歳未満の児童及び保護者）
	人員配置	保育士

4 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）

（1）事業の概要

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（以下、「アウトリーチ等事業」）は、複雑化・複合化した課題を抱え、必要な支援が届いていない人を支援するための事業です。多くの事案は、本人が支援してほしいことを声に出すことができない状態であることが想定されます。

具体的には、長期間にわたるひきこもり状態で外出することが困難なケース、どこに相談したらいいのかわからないケース、一人で各種相談窓口へ行くことが不安なケースの場合など、自宅訪問による面談や、各種相談窓口への同行等の支援を必要とする方々を支援対象者としています。

そのため、アウトリーチ等事業が重視する支援は、本人を取り巻く地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援であり、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築することになります。

（2）支援内容

①情報収集

潜在的なニーズを抱える人の早期発見のため、日頃から支援関係機関や地域住民等の関係者と連携し、情報収集した中から相談や課題を把握します。

②事前調整

見守り等の支援ネットワークの構築、本人と関わるためのきっかけ等を入念に検討し、必要な関係者との調整を行います。

③関係性構築に向けた支援

本人やその世帯とのつながりを形成するために、手紙を置いたり、支援情報等をチラシやリーフレット等で情報提供するなどのかわりを継続して行います。

④家庭訪問及び同行支援

家庭訪問を行い、本人と信頼関係が構築された際には、丁寧なアセスメントを行い、本人に必要な支援や今後の方向性を本人とともに検討します。また本人同意が得られた後は、プランを作成し、重層的支援会議に諮ります。

本人に出会えた後も、すぐには本人同意が得られず、支援関係機関や地域住民

などの関係者につながる事が困難な場合は、アウトリーチ等事業者が作成したプランを支援会議に諮り、支援の方向性や支援方法の妥当性について検討し、支援の質と内容を担保します。継続的に寄り添うとともに、窓口相談に行く際や、職業体験、ボランティア等に同行するなどして、本人やその世帯の付き合いの範囲が広がるようサポートします。

⑤終結

アウトリーチ等事業者が作成したプランと評価シートを重層的支援会議に諮り、本人やその世帯にとって適切な支援関係機関や地域の関係者等につなぎ、それらの関係性が安定したと判断された時点で、支援は終結となります。

(3)「アウトリーチ等を通じた継続的支援」に関する項目

事業名	事業の主担当・事業内容など	
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	担当部署	福祉課包括支援班（委託）社会福祉協議会
	事業目標	支援関係機関との連携や地域住民とのつながりを構築し、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握します。 また、当該本人と信頼関係に基づくつながりを形成するために、時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係性をつくることを目指します。
	事業内容	複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届けます。 そのためには、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱えて相談者を見つけます。また本人と出会えた後も、必要な支援機関に同行するなど、継続的な支援を行います。
	支援対象者	長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人
	人員配置	社会福祉士5人（うち1人は精神保健福祉士の資格あり）

5 多機関協働事業及び支援プランの策定（法第106条の4第2項第5号及び第6号）

（1）事業の概要

多機関協働事業は、支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対する、支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、全体の調整機能を担っており、「支援者を支援する」といった側面も有します。

ただし、必要に応じて、支援関係機関と連携しながら相談者本人に会って独自のアセスメントを行うなどといった直接的な支援も行います。また、多機関協働事業においては、支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図ること等を通じて、新たな福祉サービスその他社会参加に資する取組や支援手法の創出を図ります。

＊支援プランの作成（法第106条の4第2項第6号）は、多機関協働事業と一体的に実施します。

（2）支援の展開

①相談受付

複雑化・複合化した支援ニーズを有する等の支援関係機関等による役割分担を行うことが望ましい事例については、多機関協働事業者が相談を受理した上で、必要な支援を行います。

相談受付を行うことが決まった場合は、多機関協働事業者は、原則、本人に相談受付・申込票を記入してもらい、利用申込（本人同意）を受けるものとします。

多機関協働事業者が受付を行った後で、支援関係機関の通常の連携体制で解決が可能な相談、又は多機関協働事業において調整を行う必要性が低いと判断された事例については、紹介元の支援関係機関等と協議した上で、紹介元の支援関係機関に事例を戻すこともあります。

②アセスメント

アセスメントをするにするために必要な情報は、包括的相談支援事業者などの紹介元や日ごろ本人やその世帯に関わっている支援関係機関から収集するこ

とを基本としますが、多機関協働事業者が本人から直接情報収集をした方がよい場合には、独自に収集します。

収集した情報は、多機関協働事業者が重層的支援会議において提示します。

③プランの作成

アセスメントの結果を踏まえ、多機関協働事業者が支援関係機関の役割分担や支援の目標・方向性を整理したプランを作成します。

多機関協働事業者が作成したプランは、重層的支援会議において、包括的相談支援事業、参加支援事業及びアウトリーチ等事業を始めとする支援関係機関等と役割分担や支援の目標・方向性について協議を行います。

また、参加支援事業およびアウトリーチ等事業を利用する場合も、多機関協働事業者が作成したプランにこれらの事業の利用を明記し、支援決定を受けた後でこれらの事業につなぐことを基本とします。

④支援の実施

支援関係機関の役割分担や支援の目的・方向性を定め、支援関係者がチーム一体となり、プランに基づく支援が円滑に進むよう必要な支援を行います。

また、プランに基づく支援の実施状況は、重層的支援会議において支援関係機関から情報収集して随時把握し、必要があれば、収集した情報をもとに再度支援関係機関の役割分担や支援の方向性を整理・変更するとともに、再プランについても適切に検討及び実施するものとします。

⑤終結

多機関協働事業者が作成したプランと評価シートを重層的支援会議に諮り本人やその世帯の課題が整理され、支援の見通しがつき、プランによって、支援関係機関の役割分担について合意形成を図ることができた時点で、主たる支援者としての多機関協働事業者の関わりは一旦終結となります。

支援終結後に本人の状況や本人を取り巻く環境に変化が生じた場合は、再度課題の解きほぐしや支援関係機関の整理が必要になった場合には、速やかに重層的支援会議を開催し、情報共有をするなどして、速やかに支援を再開できるようにします。

(3)「多機関協働及び支援プランの策定」に関する項目

事業名	事業の主担当・事業内容など	
多機関協働事業及び支援プランの策定	担当部署	(直営)福祉課包括支援班
	事業目標	重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関の専門職に助言を行います。また単独の支援関係機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めながら、関係者の連携の円滑化を進め、包括的な支援体制の構築を図ります。
	事業内容	・複合化・複雑化した支援ニーズを有する等の支援関係機関等による役割分担を行うことが望ましい事例について、必要な支援を行います。 ・本人やその世帯の状態を把握したうえでアセスメントの結果を踏まえ、支援の目標や方向性を整理したプランを策定します。 ・重層的支援体制整備事業に関わる支援関係機関等が一堂に集まる重層的支援会議を開催し、プランの適切性等について協議します。また、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討も行います。
	支援対象者	複合的な課題を抱えており、単独の支援関係機関では対応が難しく、かつ、各種支援関係機関の役割や支援の方向性の整理が必要な人
	人員配置	社会福祉士2人(うち1人は精神保健福祉士の資格あり)

第4章 支援会議・重層的支援会議

1 支援会議

①目的

重層的支援体制整備事業を効果的に実施するためには、多職種による連携や多機関の協働が重要な基礎となりますが、事案によっては本人の同意が得られないために支援関係機関等での適切な情報共有が進まず、役割分担も進まない場合があります。また、予防的・早期の支援体制の検討を進めることが求められるにも関わらず、本人同意を得られないために体制整備が進まない場合もあります。

このため、法第106条6の規定により、本町において、地域住民が地域において日常生活や社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うため、支援関係機関等により構成され、会議の構成員に対し守秘義務が課される支援会議を新たに設置し、開催するものです。

②構成員

支援会議の構成員については、主に行政職員、各分野の支援関係機関、福祉サービス事業者、医療機関、学校等幅広く想定しています。

③会議の開催方法

支援会議は福祉課が、個別の事例に応じて招集し、主宰します。

2 重層的支援会議

①目的

重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるために開催するものです。関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、関係者相互が共有・連携してチーム支援を行い、次の3つの役割を果たします。

・プランの適切性の協議

多機関協働事業者が作成したプラン（参加支援事業者、アウトリーチ等事業者が作成したプランがある場合は、これらのプランを含む。）の評価及び改善に係る協議を行います。

- ・プラン終結時等の評価

多機関協働事業者が作成したプラン（参加支援事業者、アウトリーチ等事業者が作成したプランがある場合は、これらのプランを含む。）について、支援の経過と成果を評価し、支援関係機関の支援を終結するかどうかを検討します。

- ・社会資源の充足状況と開発に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源を不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置付け、社会資源の開発に向けた取組みを検討します。

②構成員

本町の重層的支援会議は、次に掲げる機関、関係団体及び福祉に関連する職務に従事する者及びその他の関係者（以下、「構成員」という。）により組織します。

- ・多機関協働事業者
- ・アウトリーチ等事業者
- ・包括的相談支援事業
- ・地域づくり実施事業者
- ・町社会福祉協議会
- ・町民生委員児童委員協議会
- ・町国民健康保険病院等
- ・その他総括者（福祉課長）が必要と認める者

③会議の開催方法

重層的支援会議は、多機関協働事業者が主催し、定期開催として年4回開催します。このほか、支援の進捗状況の把握やモニタリングのタイミングなど、支援を円滑に進めるために必要と考えられる場合には、適宜開催します。

第5章 支援関係機関間及び他分野との一体的な連携

1 介護、障がい、子ども・子育て、困窮分野の連携の構築

介護・障がい・子ども・生活困窮の分野においては、相談支援事業及び地域づくり事業において、重層的支援体制整備事業の対象となっていることから、特に相談支援及び地域づくり支援において、特に4分野の間の連携を強化し一体的な実施を図るとともに、町全体として包括的な支援体制が構築されるよう、既存のネットワークを十分に生かしつつ、実施体制を構築します

2 生活保護制度と重層的支援体制整備事業の関係

重層的支援体制整備事業については、本人やその世帯の属性を問わず、すべての地域住民を対象とするものであり、生活保護を受給する被保護世帯についても支援の対象となります。重層的支援体制整備事業による支援を行った場合でも、保護の実施期間は、保護の開始や変更といった保護の決定及び実施に関する業務や、被保護者の自立の助長を目的とした支援の実施を決定する業務を行うことで、引き続き被保護世帯に対する支援に対して中心的な役割を担うことになります。

また、自立に向けた支援など、被保護世帯が抱える多様な課題に対する支援については、これまでも必要に応じて、保護の実施機関と支援関係機関が連携して対応してきていますが、重層的支援体制整備事業による支援を行う際には、被保護世帯の課題が複雑化・複合化し、保護の実施機関のみでは対応が困難なケースについて、多機関協働事業が行う支援調整を踏まえ、保護の実施機関を含む支援関係機関が相互に連携を図りつつ支援を行います。

3 成年後見制度の利用の促進に関する法律と重層的支援体制整備事業との連携

重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組は、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組むという共通点を持っており、障害があってもなくてもすべての住民が、一人ひとりの暮らしと生きがいを社会全体で支え合いながら、ともに創っていくという目的があります。

両者の効率的・効果的な実施のためには、支援関係機関の相互理解を深めておくことが重要であり、両者の制度を理解するための研修を実施するほか、定期的な事例検討や情報共有の機会の設定など、日常的に意思疎通を図る仕組みを構築します。

また、成年被後見人等に対する支援においても、有する能力にあった社会資源とのマッチングを行い、成年被後見人等と社会とのつながり創りに向けた支援を行います。

4 医療機関（町国民健康保険病院）との連携

本町は、昭和 59 年以来、「健康と福祉の丘のある町づくり」をスローガンに昭和 63 年に開設した町民医療福祉センターを核として、地域包括ケアシステムの構築、すなわち、保健・医療・介護・福祉を一体的・系統的に提供できるよう進めてきました。これらは、町民同士が支え合い、町民とともに地域をつくってきた歩みでもあります。

町民医療福祉センターの基本方針は、町民一人ひとりが「安らかに生まれ」「健やかに育ち」「朗らかに働き」「和やかに老いる」ことを通して、その人らしいかけがえのない人生を送ることを掲げています。これらは、本計画の趣旨と合致しており、地域共生社会の実現に向けて更なる連携を図ります。

5 被災者支援制度との連携

本町は東日本大震災、令和元年東日本台風被害、令和 4 年福島県沖地震と度重なる自然災害に見舞われ、多数の世帯が被災しています。自然災害により被災した世帯が、複雑化・複合化した課題を抱えるようになったケースが少なくありません。

被災により複雑化・複合化した課題を抱えることになった世帯に対する相談支援は、重層的支援体制において支援するとともに、既存の支援制度（災害弔慰金、災害援護資金貸付制度、被災者生活再建支援制度など）と一体となって支援していくことで、複合化した課題を抱える被災世帯を町全体として支えていく体制を

整備します。

6 他分野との連携

重層的支援体制整備事業においては、包括化する4分野や生活保護制度にとどまらず、相談支援や参加支援、地域づくり支援の観点から、労働分野（公共職業安定所等）、教育分野（教育委員会や学校等）、地域分野（地域づくり、地方創生等）等の他分野と連携を行います。

第6章 計画の進行管理

1 事業実施結果の評価・検証

地域福祉計画の基本理念や地域共生社会の実現のために、毎年度、この計画の進捗状況の確認及び評価を実施します。また、必要に応じて新たな取組等事業内容の検討を行い、反映させるとともに、国の福祉施策の動向や地域の状況等も見極めながら、必要な見直しを協議し、計画の推進を図ります。

実施計画の見直しにあたっては、PDCA サイクルに基づき、実績に対する評価を行い、課題・改善事項を整理して、事業を推進します。